

60イ実第3号  
令和7年3月24日

ODAIBA イルミネーション実行委員会  
委員 各位

ODAIBA イルミネーション実行委員会  
委員長 大野 克明  
(印章省略)

令和6年度 ODAIBA イルミネーション実行委員会総会（第2回）の開催について

標記について、下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

#### 記

#### 1 議事

(1) ODAIBA イルミネーション事業の実施に関する年度協定（令和7年度）について

・・・資料1

(2) ODAIBA イルミネーション企画提案審査委員会設置要領（案）について ……資料2

#### 2 その他

書面による開催といたします。

#### 【問合せ・提出先】

ODAIBA イルミネーション実行委員会事務局  
電話 03-5320-5598

# ODAIBAイルミネーション実行委員会 名簿

令和7年3月24日

役 職	所 属	氏 名
委員長	東京都港湾局 臨海副都心まちづくり推進担当部長	大野 克明
副委員長	株式会社東京臨海ホールディングス グループ支援部長 (事業調整部長兼務)	荒田 薫
委員	東京港埠頭株式会社 公園事業部長	卯月 秀実
委員	株式会社東京ビッグサイト 理事(総務部長)	藤野 健
委員	武蔵野大学	石橋 直樹
委員	ビー・エム・ダブリュー東京株式会社	佐伯 要

監事	一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 事務局長	中林 久則
----	----------------------------	-------

事務局長	東京都港湾局臨海開発部 臨海副都心用地販売担当課長	金子 雄祐
事務局員	東京都港湾局臨海開発部誘致促進課課長代理(にぎわい担当)	
事務局員	東京都港湾局臨海開発部誘致促進課	

ODAIBA イルミネーション事業の実施に関する年度協定（令和7年度）

東京都港湾局（以下「甲」という。）と、ODAIBA イルミネーション実行委員会（以下「乙」という。）とは、甲乙間で締結した令和7年3月5日付「ODAIBA イルミネーション事業の実施に関する基本協定」第4条に基づき、次の各条項により、年度協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（事業内容）

第1条 本協定に係る「ODAIBA イルミネーション事業」（以下「本事業」という。）の内容は、別紙1「事業計画」のとおりとする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（事業費）

第3条 本事業の予算については、別紙2「予算書」のとおりとする。

2 甲の負担金は、342,000,000円を限度とし、乙の請求に基づき、甲が次のとおり支出するものとする。

令和7年度上半期 2,000,000円

令和7年度下半期 340,000,000円

（変更）

第4条 本協定を変更する必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更するものとする。

（その他協議事項）

第5条 本協定に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

甲及び乙は、本協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各々1通を保管する。

令和7年 3月 日

甲 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都港湾局長 松川 桂子

乙 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
ODAIBA イルミネーション実行委員会  
委員長 大野 克明

## 令和7年度ODAIBAイルミネーション事業計画

### 1 事業目的

臨海副都心は、ウォーターフロントの眺望を活かした開放的な空間に、業務・商業・居住等の様々な施設が配置され、年間約4,770万人（2023年実績）が来訪するまちである。

本事業は、来訪者の回遊性向上及び臨海副都心の魅力発信を目的とし、イルミネーションイベントの実施をはじめとして、臨海副都心全体の更なるにぎわい創出を目指すものである。

### 2 イベント実施概要

#### （1）イベント開催時期

令和7年12月頃（約1か月）

#### （2）開催場所

シンボルプロムナード公園センタープロムナードを中心とする臨海副都心

#### （3）運営方法

実行委員会にて企画・運営を行う。企画・運営にあたっては、委託業者を選定し、事業の一部を実施させる。

また、事業実施にあたっては、東京都、東京臨海ホールディングスグループ各社及び臨海副都心進出事業者等と連携していく。

### 3 臨海副都心全体のにぎわい創出の検討

本イベントを中心に進出事業者等とも連携した一体的な臨海副都心の魅力発信を検討し、多彩で魅力的なコンテンツを楽しめる臨海副都心ならではのにぎわい創出に繋げていく。

以上

## 令和7年度 ODAIBAイルミネーション実行委員会予算書

(単位：円)

項目		金額	備考
収入	東京都負担金	342,000,000	
	収入計	342,000,000	
支出	事業費	340,100,000	
	事務局運営費	1,900,000	
	支出計	342,000,000	

## ODAIBA イルミネーション企画提案審査委員会設置要領

## (設置目的)

第1条 ODAIBA イルミネーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）における業務委託等について企画提案方式による契約を行う場合に、企画提案を審議し選定するため、ODAIBA イルミネーション企画提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 審査委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 業務委託等の企画提案について公募内容の審議をすること
- (2) 業務委託等の企画提案について審査及び選定をすること
- (3) 審査委員会の運営に関する重要な事項に関すること

## (組織)

第3条 審査委員会は、審査委員長及び審査委員（以下「審査委員等」という。）をもって構成する。

- 2 審査委員等は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 審査委員長は、必要に応じて、前項に定める者以外の者を臨時委員として置くことができる。

## (委員長・議決等)

第4条 審査委員長は、審査委員会を代表する。

- 2 審査委員長に事故があるときは、審査委員による協議の上その職務を代行する者を決定する。
- 3 審査委員会は、決議について特別の利害関係を有する審査委員を除く審査委員等（代理出席を含む）の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 前項の決議について特別の利害関係を有する審査委員は、議決に加わることができない。
- 5 議決事項は、出席した審査委員等（代理出席を含むが、当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、審査委員長の決するところによる。
- 6 審査委員長が不在の場合は、審査委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。
- 7 緊急やむを得ない事情等があり、審査委員会を開催できない場合には、書面又は電磁的方法により会議を開催することができる。
- 8 会議はオンラインによる実施を妨げないものとする。

(選定方法)

第6条 企画提案の審査については、次に掲げる方法により評価及び審査を行い、運営を委託する業者の候補を選定する。

- (1) 別に定める審査基準に基づき、審査委員等が審査する。
- (2) 審査に基づき、総得点による順位付けを行う。
- (3) 順位付けの結果を踏まえ、審議を行い、運営を委託する事業者の候補を選定する。
- (4) 審議により候補とする事業者が決定しなかった場合は、審査委員長の判断により決定する。

(守秘義務)

第7条 審査委員等は、当該職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 審査委員会は、非公開とする。

(審査委員会の事務)

第9条 審査委員会の事務は、ODAIBA イルミネーション実行委員会事務局が処理する。

(報酬等)

第10条 審査委員等及び臨時委員で会議に出席したものに対し、謝金を支払うことができる。この場合、謝金額については、東京都総務局外部講師謝金支払基準に準じて支払う。

(その他)

第11条 本要領に定めのない事項については、審査委員長が別に定める。

附 則

この会則は、令和7年 月 日から施行する。

【別表】

審査委員長	東京都港湾局 臨海副都心まちづくり推進担当部長	
審査委員	<table border="1" data-bbox="657 521 1134 678"><tr><td data-bbox="657 521 1134 678">非公開</td></tr></table>	非公開
非公開		

令和6年度 ODAIBA イルミネーション実行委員会総会(第2回)の議事について

以下の議事内容について、回答する。

令和 7 年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

1. 議事

- (1) ODAIBA イルミネーション事業の実施に関する年度協定(令和7年度)について …… 賛成・反対
- (2) ODAIBA イルミネーション企画提案審査委員会設置要領(案)について …… 賛成・反対

2. 御意見

【問合せ・提出先】

ODAIBA イルミネーション実行委員会事務局  
電話 03-5320-5598